

草津商工会議所 優良従業員表彰 内規

【目 的】

第1条 この内規は、草津商工会議所会員事業所に勤務する従業員の質的向上を図るため、特に他の従業員の模範と認められる者を表彰し、以って従業員の労働意欲の昂揚を図るとともに、管内商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

【定 義】

第2条 1. 「永年勤続」表彰

本所会員事業所(他市町に本・支店等複数事業所がある場合、本所に登録されている事業所)において3年以上勤務する従業員(パートタイマーを含む)で、①勤続年数が10年以上(一般表彰)の者、②勤続年数が20年以上(一般表彰)の者、③勤続年数が30年以上(特別表彰)の者とし、次の項目に該当する従業員に対して事業主の推薦により表彰の対象とする。

但し、同一従業員の表彰は①②③それぞれ1回を上限とする。

(1) 勤務成績が優秀であり、他の模範となるもの。

(2) その他当該表彰に相当すると草津商工会議所優良従業員表彰審査委員会で認められたもの。

(3) 勤続年数計算方法については次の方法により勤続年数を算出するものとする。

イ. 企業整理等による合併前の勤続年数は通算することができる。

ロ. 勤続年数は毎年10月1日現在を基準日として計算するものとする。

ハ. 同一会社において、パートタイマー等から正社員へ登用となった場合、勤続年数を通算できることとする。

2. 「特別功労」表彰

勤続年数の如何にかかわらず、事業主が次の項目について(別表1)、特に功労があった従業員に対して、事業主の推薦により表彰の対象とする。

(1) 技術開発関係の部 (2) 生産関係の部 (3) 販売関係の部

(4) 経営合理化関係の部 (5) 安全衛生管理の部 (6) 環境改善の部

(7) その他当該表彰に相当すると審査委員会で認められたもの。

【表彰の人数】

第3条 一事業所より推薦できる人数は、「永年勤続」表彰、「特別功労」表彰合わせて10名程度までとする。

【被表彰者の決定】

第4条 被表彰者は草津商工会議所優良従業員表彰審査委員会において決定する。

【表 彰】

第5条 表彰は表彰状並びに記念品を贈呈し毎年1回これを行なう。

【台 帳】

第6条 被表彰者は草津商工会議所備え付けの優良従業員表彰名簿に記載し永久に保存する。

【負 担 金】

第7条 表彰に要する経費として、一部負担金を該当事業所から拠出いただく。負担金額は、永年勤続表彰の「10年」一般表彰5千円、「20年」一般表彰8千円、「30年」特別表彰10千円、及び「特別功労」表彰10千円とする。(別表2)。

【表彰式実施の要領】

第8条 表彰式実施についての具体的要領は別に定める。

【そ の 他】

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は会頭が定める。

(附 則) この内規は、昭和61年から実施する。

昭和62年7月16日改正。 昭和63年8月10日改正。 平成元年7月12日改正。

平成13年9月21日改正。 平成15年8月29日改正。 平成17年10月13日改正。

平成21年8月12日改正。 平成22年7月9日改正。 平成24年7月12日改正。

平成29年6月12日改正。 令和2年6月22日改正。 令和3年6月14日改正。

別表1. 第2条第2項（特別功勞表彰について）

表彰の種類	内 容	説 明
「特別功勞」	(1) 技術開発 関係の部	独自の技術開発により、利ヅルの製品、商品、サービスを開発した者 特許を取得した者、またはそれに値する研究、開発に携わった者
	(2) 生産関係の部	生産品に対する考案、改良、研究を行い企業に貢献した者 生産工程に対する考案、改良、工夫を行い企業に貢献した者 その他生産性向上のため考案、改良を行い企業に貢献した者
	(3) 販売関係の部	販売方法の考案、改善、工夫を行い企業に貢献した者 商品の改良、工夫に貢献した者及び販売技術に優れ企業に貢献した者 その他販売増強のため企画改善案等を行い企業に貢献した者
	(4) 経営合理化 関係の部	組織の確立、改善、合理化を行い企業に貢献した者 情報管理、事務の改善、合理化を行い企業に貢献した者 その他企業経営の改善、合理化を行い企業に貢献した者
	(5) 安全衛生管理 の部	産業災害に際し、災害予防に貢献した者 自己の危機をかえりみず人名を救助した者 重要な施設、資材を保全した者 公的な競技会等で入賞した者
	(6) 環境改善の部	自然環境の改善等に尽力した者
	(7) その他	当該表彰に相当すると審査委員会で認められた者

別表2. 第7条（負担金について）

表彰の種類	お 申 込 み 事 業 所 ご 負 担 金 額
永年勤続表彰10年（一般表彰）	5,000円
永年勤続表彰20年（一般表彰）	8,000円
永年勤続表彰30年（特別表彰）	10,000円
「特別功勞」表彰	10,000円